リ　燃料電池用改質器（最高使用圧力九十八キロパスカル以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであって、内径が二百ミリメートルを超え、かつ、長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものに限る。）

二　風力発電設備（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの

イ　風力機関及びその附属設備

ロ　発電機

ハ　変圧器

ニ　電力用コンデンサー

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

第九十四条の二　定期自主検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降四年を超えない時期

二　ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査が終了した日以降三年を超えない時期

二　ボイラー及びその附属設備

三　独立過熱器及びその附属設備

四　蒸気貯蔵器及びその附属設備

五　ガスタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガスタービンにあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であって、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）に限る。）

六　液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所にあっては、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るものに限る。）

七　燃料電池用改質器（最高使用圧力九十八キロパスカル以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであって、内径が二百ミリメートルを超え、かつ、長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものに限る。）

八　ガス化炉設備

九　脱水素設備

十　風力機関（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）及びその附属設備

十一　発電機（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

十二　変圧器（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

十三　電力用コンデンサー（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

第九十四条の二　定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降四年を超えない時期

二　ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）についての定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期